



県章

滋賀県公報

令和4年(2022年)
6月21日
第318号
火曜日

毎週火・金曜 2回発行

目次

| | |
|---------------------------------------|---|
| ○ 告 示 | |
| 急傾斜地崩壊危険区域の指定(砂防課)..... | 1 |
| ○ 公 告 | |
| 公共測量実施公告(監理課)..... | 2 |
| 一般競争入札の公告(管理課)..... | 2 |
| ○ 環 境 事 務 所 告 示 | |
| 土壌汚染対策法第11条第2項の規定による一部の指定の解除(南部)..... | 6 |
| ○ 農 業 農 村 振 興 事 務 所 公 告 | |
| 土地改良区役員退任および就任公告(大津・南部)..... | 6 |
| ○ 人 事 委 員 会 公 告 | |
| 令和4年度障害者を対象とした滋賀県職員等採用試験公告..... | 7 |

告 示

滋賀県告示第265号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律(昭和44年法律第57号)第3条第1項の規定により、急傾斜地崩壊危険区域を次のとおり指定する。

令和4年6月21日

滋賀県知事 三日月 大 造

- 1 区域の名称 久徳
- 2 区域の表示 次に掲げる地区の土地にある標柱1号から7号までを順次結んだ線および標柱1号と7号を結んだ線に囲まれた区域

| 郡 | 町 | 大 字 | 字 | 地 番 | 標柱番号 |
|-----|-----|-----|-----|--------|------|
| 犬上郡 | 多賀町 | 木曾 | 東出 | 436 | 1 |
| 〃 | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 | 2 |
| 〃 | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 | 3 |
| 〃 | 〃 | 〃 | 通谷 | 437-5 | 4 |
| 〃 | 〃 | 久徳 | 西原 | 459-2 | 5 |
| 〃 | 〃 | 〃 | 蟹ヶ糸 | 465-20 | 6 |
| 〃 | 〃 | 〃 | 〃 | 465-3 | 7 |

滋賀県告示第266号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律(昭和44年法律第57号)第3条第1項の規定により、急傾斜地崩壊危険区域を次のとおり指定する。

令和4年6月21日

滋賀県知事 三日月 大 造

- 1 区域の名称 米原2号
- 2 区域の表示 次に掲げる地区の土地にある標柱1号から9号までを順次結んだ線および標柱1号と9号を結んだ線に囲まれた区域

| 市 | 町 | 大 字 | 字 | 地 番 | 標柱番号 |
|---|---|-----|---|-----|------|
|---|---|-----|---|-----|------|

| | | | | | |
|-----|--|----|-----|-------|---|
| 米原市 | | 米原 | 三郎谷 | 6 | 1 |
| 〃 | | 〃 | 〃 | 〃 | 2 |
| 〃 | | 〃 | 崩 | 666-2 | 3 |
| 〃 | | 〃 | 〃 | 666-3 | 4 |
| 〃 | | 〃 | 北町通 | 662 | 5 |
| 〃 | | 〃 | 〃 | 590 | 6 |
| 〃 | | 〃 | 〃 | 598 | 7 |
| 〃 | | 〃 | 〃 | 643 | 8 |
| 〃 | | 〃 | 三郎谷 | 20 | 9 |

公 告

公共測量実施公告

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、大津市長 佐藤 健司から公共測量の実施について次のとおり通知があった。

令和4年6月21日

滋賀県知事 三日月 大 造

- 1 作業の種類 公共測量(航空写真測量)
- 2 作業の地域 大津市全域
- 3 作業の期間 令和4年6月14日から令和5年3月24日まで

一般競争入札の公告

滋賀県の県有施設に係る電気調達業務契約について、次のとおり特定調達契約に係る一般競争入札を行うので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の6の規定により公告する。

令和4年6月21日

滋賀県知事 三日月 大 造

1 入札に付する事項

(1) 調達物品名および数量

ア 危機管理センターほか7施設で使用する電気

(ア) 予定契約電力 1,564キロワット

(イ) 総予定使用電力量 3,568,400キロワット時

イ 自動車税事務所ほか17施設で使用する電気

(ア) 予定契約電力 1,724キロワット

(イ) 総予定使用電力量 4,517,500キロワット時

ウ 消防学校ほか20施設で使用する電気

(ア) 予定契約電力 1,667キロワット

(イ) 総予定使用電力量 2,997,100キロワット時

エ 工業技術総合センター信楽窯業技術試験場ほか5施設で使用する電気

(ア) 予定契約電力 349キロワット

(イ) 総予定使用電力量 488,800キロワット時

オ 総合教育センターほか30施設で使用する電気

(ア) 予定契約電力 5,516キロワット

(イ) 総予定使用電力量 8,290,400キロワット時

カ 彦根東高等学校ほか27施設で使用する電気

(ア) 予定契約電力 5,228キロワット

(イ) 総予定使用電力量 7,611,300キロワット時

キ 交通機動隊ほか11施設で使用する電気

(ア) 予定契約電力 1,228キロワット

(イ) 総予定使用電力量 3,147,200キロワット時

ク 県本庁舎で使用する電気(電力量の100%が再生可能エネルギー由来の電力であること。)

(7) 予定契約電力 1,500キロワット

(イ) 総予定使用電力量 2,756,100キロワット時

ケ びわこモーターボート競走場ほか1施設で使用する電気

(7) 予定契約電力 1,847キロワット

(イ) 総予定使用電力量 3,961,100キロワット時

コ 警察本部庁舎で使用する電気

(7) 予定契約電力 650キロワット

(イ) 総予定使用電力量 2,702,500キロワット時

サ 建設技術センター本館棟ほか1施設で使用する電気

(7) 予定契約電力 61キロワット

(イ) 総予定使用電力量 150,900キロワット時

シ 文化ゾーンで使用する電気

(7) 予定契約電力 700キロワット

(イ) 総予定使用電力量 1,226,400キロワット時

ス 水産試験場で使用する電気

(7) 予定契約電力 116キロワット

(イ) 総予定使用電力量 504,100キロワット時

なお、アからスまでについては、それぞれの入札とする。

(2) 調達物品の特質等 入札説明書による。

(3) 調達期間 令和4年10月計量日の0時から令和5年10月計量日の前日24時まで

(4) 調達場所 入札説明書で示す場所

2 入札に参加する者に必要な資格 次に掲げる要件を全て満たす者であること。

(1) 地方自治法施行令第167条の4に規定する者に該当しない者であること。

(2) 滋賀県財務規則(昭和51年滋賀県規則第56号。以下「財務規則」という。)第195条の2各号のいずれにも該当しない者であること。

(3) 滋賀県物品関係入札参加停止基準による入札参加停止の措置期間中でないこと。

(4) 入札参加者に必要な資格等(令和4年滋賀県告示第30号)に規定する資格を有すると認められて競争入札参加資格者名簿の次に示す営業種目に登録されている者であること。

営業種目(大分類:物品、中分類:燃料・油脂・電力)

なお、新たに入札に参加する資格を得ようとする者は、次に示す場所等で資格審査の申請を行うこと。

滋賀県物品・役務電子調達システムまたは滋賀県会計管理局管理課 〒520-8577 大津市京町四丁目1番1号
電話 077-528-4314

いずれの者にあっても、入札参加者は、令和4年7月11日(月)17時までに、入札説明書で示す入札参加資格確認申請書を3(3)に示す場所に提出し、競争入札参加資格者名簿に登録されていることの確認を受けなければならない。

(5) 入札説明書の交付を受けた者であること。

(6) 電気事業法(昭和39年法律第170号)第2条の2の規定により小売電気事業の登録を受けている者であること。

(7) 電源構成、非化石証書の使用状況および二酸化炭素排出係数の情報を開示していること。なお、開示方法は、経済産業省「電力の小売営業に関する指針」(令和3年4月改訂)に示された電源構成等の算定や開示に関する望ましい方法に準じて実施していること。

(8) 令和2年度の1キロワット時あたりの二酸化炭素排出係数、令和2年度の未利用エネルギーの活用状況、令和2年度の再生可能エネルギーの導入状況および需要家に対する省エネルギーおよび節電に関する情報提供の取組に関し、入札説明書で示す条件を満たしていること。

3 入札に参加する者に必要な資格を有するかどうかの審査の申請書類等 この入札に参加を希望する者は、次の(1)から(3)までに示すとおり必要とする書類を提出し、この入札に参加する資格を有するかどうかの審査を受けること。滋賀県から提出書類に関し説明を求められた場合は、自らの負担において完全な説明をすること。必要とする書類を期限までに提出しなかった者または入札参加資格がないと認めた者は、この入札に参加することができない。

(1) 必要とする書類

ア 入札参加資格確認申請書(入札説明書で示す別紙様式3)

イ 電気事業法第2条の2の規定により小売電気事業の登録を受けている者であることを証する書面の写し

ウ 環境配慮状況等証明書(入札説明書で示す別紙様式4)およびその根拠を示す書類

(2) 提出期限 令和4年7月11日(月)17時

(3) 提出場所 滋賀県会計管理局管理課 〒520-8577 大津市京町四丁目1番1号 電話 077-528-4329

4 入札執行の日時、場所等

(1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所および問合せ先 滋賀県会計管理局管理課 〒520-8577 大津市京町四丁目1番1号 電話 077-528-4329 電子メール ka10@pref.shiga.lg.jp

(2) 契約条項を示す期間 令和4年6月21日(火)から令和4年7月21日(木)まで(土曜日、日曜日および祝日を除く。)の9時から17時まで

(3) 入札説明書の交付方法 入札説明書は、(1)に示す場所において交付するほか、電子メールにより交付する。郵送による交付を希望する場合の送料は、自己負担とする。

(4) 入札説明会 入札説明会は、行わない。

(5) 入札書の受領期間 令和4年7月8日(金)から令和4年7月21日(木)まで(土曜日、日曜日および祝日を除く。)の9時から17時まで。郵送による場合は、書留郵便によりこの受領期間内に必着させること。また、この場合の送料は、自己負担とする。

(6) 開札の日時および場所 令和4年7月22日(金)9時 滋賀県大津合同庁舎3階入札室 大津市松本一丁目2番1号

5 入札方法等

(1) 入札執行については、財務規則および滋賀県特定調達契約の手続等に関する規則(平成7年滋賀県規則第92号)の規定によるものとする。

(2) 落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札参加者は、消費税および地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

6 保証金 入札保証金および契約保証金は、免除する。

7 契約書の作成の要否 要

8 入札の無効 次のいずれかに該当する場合は、入札を無効とする。

(1) 財務規則第199条の規定に該当する入札

(2) 虚偽の申請を行った者のした入札

9 落札者の決定方法

(1) この公告に示した物品を調達することができる滋賀県が認めた入札参加者であって、財務規則の規定により作成されたそれぞれの予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

(2) 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、くじにて落札者を決定する。なお、落札となるべき同価の入札をした者は、くじを辞退することができない。

10 支払条件 前金払および部分払は、行わない。

11 契約手続において使用する言語および通貨 日本語および日本国通貨

12 その他必要事項

(1) 入札参加者は、封印した入札書および入札金額算定書を4(5)に示す入札書の受領期間内に提出しなければならない。

(2) 代理人が入札する場合は、入札書と同時に委任状を入札執行者に提出しなければならない。なお、この場合の入札書には、委任状の受任者欄に記載されたとおりの住所および氏名を記入し、同じ印を押印すること。

(3) 開札の結果、予定価格の制限の範囲内の入札がないときは、再度の入札を行うことがある。なお、無効の入札をした者は、再度の入札に参加することができない。

(4) 落札者は、落札決定の日以後7日以内に(契約担当者が特別の理由があると認めるときは、指定の期日まで)契約書を契約担当者に提出しなければならない。

(5) 入札参加者は、滋賀県特定調達に関する苦情の処理手続要綱(平成8年滋賀県告示第80号)に基づき書面により当該特定調達に関する苦情申立てをすることができる。なお、当該特定調達に関する苦情申立てに基づく滋賀県特定調達苦情検討委員会からの要請または提案により、契約の締結もしくは執行を停止し、または契約を解除することができる。

(6) この入札は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条の3の規定に基づく長期継続契約に係る入札である。契約期間は年度をまたいでの1年間であるが、議会の承認による債務負担行為を設定していないため、契約期間

中の年度において歳出予算が削減される場合がある。その場合は契約を変更または解除することになる。なお、この変更または解除に伴い損害が生じたときは、その損害の賠償を県に請求することができる。

(7) その他 詳細は、入札説明書による。

13 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be purchased :

a Electricity used in Shiga Prefecture Crisis Management Center and electricity used in another 7 facilities

i. electrical power planned in the contract : 1,564kW

ii. total estimated electrical power : 3,568,400kWh

b Electricity used in Shiga Automobile Taxation Office and electricity used in another 17 facilities

i. electrical power planned in the contract : 1,724kW

ii. total estimated electrical power : 4,517,500kWh

c Electricity used in Shiga Firefighters' Academy and electricity used in another 20 facilities

i. electrical power planned in the contract : 1,667kW

ii. total estimated electrical power : 2,997,100kWh

d Electricity used in Integrated Industrial Research Center of Shiga Prefecture Shigaraki Ceramic Research Institute and electricity used in another 5 facilities

i. electrical power planned in the contract : 349kW

ii. total estimated electrical power : 488,800kWh

e Electricity used in Shiga Education Center and electricity used in another 30 facilities

i. electrical power planned in the contract : 5,516kW

ii. total estimated electrical power : 8,290,400kWh

f Electricity used in Hikone Higashi High School and electricity used in another 27 facilities

i. electrical power planned in the contract : 5,228kW

ii. total estimated electrical power : 7,611,300kWh

g Electricity used in Shiga Traffic Mobile Unit and electricity used in another 11 facilities

i. electrical power planned in the contract : 1,228kW

ii. total estimated electrical power : 3,147,200kWh

h Electricity from renewable sources used at the Shiga Prefectural Office main building must be all of the electricity provided.

i. electrical power planned in the contract : 1,500kW

ii. total estimated electrical power : 2,756,100kWh

i Electricity used in Biwako Boat Race Course and electricity used in another 1 facility

i. electrical power planned in the contract : 1,847kW

ii. total estimated electrical power : 3,961,100kWh

j Electricity used in Shiga Prefectural Police Headquarters building

i. electrical power planned in the contract : 650kW

ii. total estimated electrical power : 2,702,500kWh

k Electricity used in Shiga Construction Technology Center main building and electricity used in another 1 facility

i. electrical power planned in the contract : 61kW

ii. total estimated electrical power : 150,900kWh

l Electricity used in Biwako Cultural Park

i. electrical power planned in the contract : 700kW

ii. total estimated electrical power : 1,226,400kWh

m Electricity used in Shiga Prefectural Fisheries Experiment Station

i. electrical power planned in the contract : 116kW

ii. total estimated electrical power : 504,100kWh

(2) Deadline for tender : 17 : 00, July 21, 2022

(3) For further information, contact : Management Division, Finance Management Bureau, Shiga Prefectural

Government, 4-1-1 Kyomachi, Otsu-shi, Shiga 520-8577 Japan TEL 077-528-4329 E-mail ka10@pref.shiga.lg.jp

環境事務所告示

滋賀県南部環境事務所告示第1号

土壤汚染対策法(平成14年法律第53号)第11条第2項の規定により、令和2年滋賀県南部環境事務所告示第3号により指定した形質変更時要届出区域の一部の指定を解除する。

令和4年6月21日

滋賀県南部環境事務所長 浅見 正人

- 1 指定を解除する区域の所在地 野洲市吉川4467番1の一部
- 2 指定を解除する区域の表示 次の図のとおり
- 3 土壤溶出量基準(土壤汚染対策法施行規則(平成14年環境省令第29号)第31条第1項の基準をいう。)に適合していなかった特定有害物質の種類 ふっ素およびその化合物
- 4 講じられた汚染の除去等の措置 土壤汚染の除去
(「次の図」は、省略し、その図面を滋賀県南部環境事務所に備え置いて閲覧に供する。)

農業農村振興事務所公告

土地改良区役員退任および就任公告

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第17項の規定により、真野北部土地改良区から次のとおり役員が退任および就任した旨の届出があった。

令和4年6月21日

滋賀県大津・南部農業農村振興事務所長 小森 信明

1 退任

| 理事および監事の別 | 氏名 | 住 所 |
|-----------|-----------|------------------|
| 理 事 | 谷 茂 夫 | 大津市真野普門一丁目9番5号 |
| 〃 | 松 井 重 昭 | 同 所4番15号 |
| 〃 | 谷 茂 明 | 同 所13番32号 |
| 〃 | 谷 壽 夫 | 同 所5番6号 |
| 〃 | 西 條 正 典 | 同 市真野普門三丁目3番2号 |
| 〃 | 西 条 一 成 | 同 市真野普門一丁目17番10号 |
| 〃 | 川 中 忠 弘 | 同 市真野四丁目14番25号 |
| 〃 | 瀬 津 学 | 同 所5番25号 |
| 〃 | 平 井 睦 凡 | 同 市真野普門一丁目3番15号 |
| 〃 | 都 時 夫 | 同 市真野四丁目14番9号 |
| 〃 | 川 中 敏 光 | 同 市真野五丁目24番26号 |
| 〃 | 川 中 省 二 | 同 市真野四丁目9番53号 |
| 〃 | 奥 出 俊 彦 | 同 所21番6号 |
| 〃 | 井 上 與 土 勝 | 同 市真野普門一丁目21番7号 |
| 監 事 | 井 上 和 又 | 同 所16番29号 |
| 〃 | 井 上 明 | 同 所15番15号 |
| 〃 | 濱 本 昌 嘉 | 同 市真野四丁目19番23号 |

2 就任

| 理事および監事の別 | 氏名 | 住 所 |
|-----------|---------|-----------------|
| 理 事 | 平 井 睦 凡 | 大津市真野普門一丁目3番15号 |
| 〃 | 馬 場 孝 次 | 同 所16番1号 |
| 〃 | 西 條 實 | 同 所14番17号 |
| 〃 | 井 上 和 又 | 同 所16番29号 |

| | | | |
|----|------|---|---------------|
| 〃 | 井上明 | 同 | 所15番15号 |
| 〃 | 西条一成 | 同 | 所17番10号 |
| 〃 | 瀬津学 | 同 | 市真野四丁目5番25号 |
| 〃 | 西條隆 | 同 | 所11番14号 |
| 〃 | 槇野克也 | 同 | 所11番28号 |
| 〃 | 奥出俊彦 | 同 | 所21番6号 |
| 監事 | 谷茂康 | 同 | 市真野普門一丁目20番5号 |
| 〃 | 濱本昌嘉 | 同 | 市真野四丁目19番23号 |
| 〃 | 馬場一美 | 同 | 市真野普門一丁目2番40号 |

人事委員会公告

令和4年度障害者を対象とした滋賀県職員等採用試験公告

令和4年度障害者を対象とした滋賀県職員採用試験および滋賀県市町立小・中学校事務職員採用試験を次のとおり行います。この試験は、障害者の雇用の促進を図ることを目的として行うものです。

なお、詳細については、当人事委員会事務局にお問い合わせください。

令和4年6月21日

滋賀県人事委員会委員長 曾根 寛

1 試験区分、採用予定人員、勤務予定先および職務内容

(1) 滋賀県職員採用試験

| 試験区分 | 採用予定人員 | 勤務予定先 | 職務内容 |
|------|--------|-------------------------------------|--------|
| 一般事務 | 3人程度 | 知事部局の本庁各課、各行政委員会事務局または地方機関もしくは県立学校等 | 一般行政事務 |

(2) 滋賀県市町立小・中学校事務職員採用試験

| 試験区分 | 採用予定人員 | 勤務予定先 | 職務内容 |
|---------|--------|---------------------------|--------------------------------|
| 小・中学校事務 | 2人程度 | 滋賀県内の市町立の小学校、中学校または義務教育学校 | 情報処理、台帳整理、出納会計事務、給与事務、備品管理等の事務 |

備考 各学校における事務職員の配置は、原則として1人です。

2 受験資格

(1) 次の全てに該当する者

ア 昭和63年4月2日から平成17年4月1日までに生まれた者

イ 次に掲げる手帳等の交付を受けている者

(ア) 身体障害者手帳の交付を受けている者

(イ) 都道府県知事または政令指定都市市長が発行する療育手帳の交付を受けている者

(ウ) 児童相談所、知的障害者更生相談所、精神保健福祉センター、精神保健指定医または障害者職業センターにより知的障害者であると判定された者

(エ) 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者

※ 上記の手帳等は、受験日当日および採用予定日において有効であることが必要です（採用予定日において有効でない場合は、最終合格後であっても採用されません。）。

(2) 次のいずれかに該当する者は、受験できません。

ア 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまでまたはその執行を受けることがなくなるまでの者

イ 滋賀県職員として（小・中学校事務の場合は、滋賀県教育委員会により）懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者

ウ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法またはその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、またはこれに加入した者

3 第1次試験

(1) 試験日 令和4年10月23日(日)

(2) 場所 滋賀県大津合同庁舎(大津市松本一丁目2番1号)

(3) 方法 教養試験、作文試験および適性検査を次の方法により行います(200点満点)。

ア 教養試験(配点100点) 択一式により、公務員として必要な時事、社会・人文、自然に関する一般知識および文章理解、判断・数的推理、資料解釈に関する能力について、高等学校卒業程度で筆記試験を行います。

イ 作文試験(配点100点) 文章による表現力等についての筆記試験を行います。

ウ 適性検査(点数化はしません。) 公務員として必要な適性について検査を行います(第1次試験の合格者のみ判定を行います。)

(4) 第1次試験合格者の発表 令和4年11月中旬に滋賀県職員採用ポータルサイト(<https://www.pref.shiga.lg.jp/kensei/jinji/saiyou/>)において受験番号で発表するほか、合格者全員に通知します。

4 第2次試験

(1) 日時および場所 令和4年11月下旬に大津市内で行います。詳しい日時、場所等は、第1次試験の合格者に通知します。

(2) 方法 第1次試験の合格者に対して、口述試験を次の方法により行います(200点満点)。

口述試験(200点満点) 人物について、個別面接による試験を行います。

なお、最終合格者の決定は、第1次試験および第2次試験の合計得点により行います(400点満点)。

5 最終合格者の発表 令和4年12月上旬に滋賀県職員採用ポータルサイトにおいて受験番号で発表するほか、第2次試験の受験者全員に通知します。

6 採用および給与

(1) 採用日は、令和5年4月1日を基本としつつ、合格者に令和4年度中の就労可能時期も併せて確認し、欠員等の状況を踏まえ決定します。なお、合格者の希望日に採用されるとは限りません。

(2) 給料は、月額166,517円(地域手当を含みます。)で、そのほかに扶養手当、通勤手当、期末・勤勉手当等が支給されます。また、経歴その他に応じて、上記の額に一定の額が加算されます。なお、この額は、令和4年4月1日現在のものです。

(3) 日本国籍を有しない者は、「公権力の行使または公の意思の形成への参画に携わる公務員のうち、職務の内容または権限と統治作用との関わり方の程度が強い公務員には日本国籍が必要であり、それ以外の公務員となるためには必ずしも日本国籍を必要としない」という基本原則を踏まえた任用が行われます。また、採用時に当該職務に従事可能な在留資格がない場合には採用されません。

7 受験手続および受付期間

(1) 申込用紙の請求 受験案内および申込書を郵送で請求する場合は、角形2号の返信用封筒(宛先を明記し、140円切手を貼付したものを「障害者採用請求」と朱書きした封筒の中に入れて、滋賀県人事委員会事務局(大津市京町四丁目1番1号、郵便番号520-8577)に請求してください。

なお、受験案内および申込書は、滋賀県庁、県内の各合同庁舎等で配布しています。

(2) 受験の申込み

ア インターネットにより申し込む場合には、滋賀県職員採用ポータルサイトから「しがネット受付」に接続し、申込画面上の注意事項に従って申し込んでください(推奨)。

イ 申込書を持参する場合は、申込書に必要な事項を記入し、滋賀県人事委員会事務局に提出してください。

ウ 申込書を郵送する場合は、簡易書留または特定記録郵便により滋賀県人事委員会事務局に送付してください。

(3) 受付期間

ア インターネットによる場合 令和4年7月15日(金)午前9時から令和4年8月22日(月)午後5時までです。ただし、システムの管理運営上の都合により変更する場合があります。また、使用されるパソコンや通信回線の障害等のトラブルについては、一切責任を負いかねますので、余裕を持って申し込んでください。なお、試験当日、点字問題での受験を希望する場合は、必ず8月15日(月)までに申し込んでください。上記期限までに申込みがない場合は、点字試験の対応はできません。

イ 持参による場合 令和4年7月15日(金)から令和4年8月22日(月)までの執務時間中に受け付けます。ただし、土曜日、日曜日および国民の祝日は、受付を行いません。また、試験当日、点字問題での受験を希望する場合は、必ず8月15日(月)までに申し込んでください。上記期限までに申込みがない場合は、点字試験の対応はできません。

ウ 郵送による場合 令和4年7月15日(金)から令和4年8月22日(月)までです。ただし、令和4年8月22日(月)までの消印のあるものに限り受け付けます。なお、試験当日、点字問題での受験を希望する場合は、必ず8月15日(月)までに申し込んでください。上記期限までに申込みがない場合は、点字試験の対応はできません。

(4) 受験票の交付 申込書を受理した場合は、受験票を交付します。

8 試験結果の開示 この試験の結果については、滋賀県個人情報保護条例(平成7年滋賀県条例第8号)に基づき口頭により開示を請求することができます。

電話等による請求では開示できませんので、開示を請求する場合は、受験者本人が本人であることを証明する書類(学生証、運転免許証、旅券等)を持参の上、次表の開示受付期間中の午前9時から午後5時までの間に、滋賀県人事委員会事務局までお越しください。ただし、土曜日、日曜日および国民の祝日は、受付を行いません。

なお、各試験種目には、それぞれ合格基準があり、一つでも基準に達しない場合は、不合格となります。したがって得点が上位であっても不合格となる場合があります。

| 試験 | 開示請求できる者 | 開示内容 | 開示受付期間 | 開示場所 |
|-------|----------|---|-----------------------|----------------------------------|
| 第1次試験 | 第1次試験受験者 | 第1次試験の合計得点および順位 ならびに教養試験の正答数 | 第1次試験合格発表 の日から1か月間 | 滋賀県人事委員会事務局(大津市京町四丁目1番1号 県庁東館6階) |
| 第2次試験 | 第2次試験受験者 | 第1次試験の合計得点と第2次試験の合計得点とを合算して得た総合得点および総合得点による順位 | 第2次試験合格発表 の日から1か月間 | |

※ 新型コロナウイルス感染症の影響により、試験の日時、場所等を変更する可能性がありますので、滋賀県職員採用ポータルサイトで最新の情報を確認するようにしてください。

